

令和 4 年 6 月 亀山市議会定例会 専決条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 4 9 号 亀山市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	1
議案第 5 0 号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例・・	2

件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	総務財政部 税 務 課
1 制定・改廃の背景と趣旨 地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）が令和４年３月３１日に公布されたことに伴い、同年４月１日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。 なお、この改正は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和４年３月３１日付けで専決処分したものです。 2 改正内容 固定資産税関係 景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和４年度限りの措置として、商業地等（負担水準※が、６０％未満の土地に限ります。）の令和４年度の課税標準額を、令和３年度の課税標準額に令和４年度の評価額の２．５％（現行は、５％）を加算した額（当該額が、評価額の６０％を上回る場合は評価額の６０％に、評価額の２０％を下回る場合は評価額の２０％に相当する額）としました。 <附則第２２条関係> ※ 負担水準とは、個々の土地の前年度課税標準額が本年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。 3 その他 施行日は、令和４年４月１日としました。		

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	総務財政部 税 務 課
1 制定・改廃の背景と趣旨 地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）が令和４年３月３１日に公布されたことに伴い、同年４月１日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。 なお、この改正は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和４年３月３１日付けで専決処分したものです。 2 改正内容 景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和４年度限りの措置として、商業地等（負担水準が、６０％未満の土地に限ります。）の令和４年度の課税標準額を、令和３年度の課税標準額に令和４年度の評価額の２．５％（現行は、５％）を加算した額（当該額が、評価額の６０％を上回る場合は評価額の６０％に、評価額の２０％を下回る場合は評価額の２０％に相当する額）としました。 <附則第６項関係> 3 その他 施行日は、令和４年４月１日としました。		